

仙台市市民センターの 仙台市公民館運営審議会委員 を募集します

仙台市公民館運営審議会は、仙台市市民センターにおける事業について、調査研究、評価、審議等を行う仙台市教育委員会の附属機関です。

市民センターの運営に関して、市民の皆様の幅広いご意見を反映させていくため、委員の一部を募集します。



1 応募資格

次の全ての項目に該当する方です。ただし、仙台市職員を除きます。

- (1) 仙台市内に居住している方
- (2) 年齢18歳以上70歳以下の方（令和7年11月1日現在）
- (3) 仙台市の他の審議会等の公募委員に就任しておらず、また過去に仙台市公民館運営審議会
で公募により委員となった経験がない方（令和7年11月1日現在）
- (4) 年6回開催する審議会及び必要に応じ開催する臨時会等に出席できる方

2 募集人数

1名

3 任期

令和7年11月1日から令和9年10月31日（2年間）

4 応募方法

(1) 応募書類

この募集要項に添付されている応募用紙に必要事項を記入し、小論文(※)を作成のうえ、
仙台市生涯学習支援センターに直接持参または郵送により提出してください。

応募用紙等は、仙台市市民センターのホームページからもダウンロードできます。（提出
先等の詳細は、4ページをご覧ください。）

(※) 小論文テーマ

これからの仙台市市民センターに期待すること（800字以上1,200字以内）

(2)留意事項

- ①ファクシミリや電子メールによる提出は受付できません。
- ②応募書類については、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

5 応募受付期間

令和7年7月1日（火）から8月22日（金）まで ※必着

6 選考方法

- (1) 第1次選考（書類選考）の結果は、8月下旬に、応募者全員にお知らせします。
- (2) 第1次選考を通過された方について、第2次選考（面接）を実施します。
面接日程：令和7年9月上旬
時間等詳細については、第1次選考の結果とともにお知らせします。
- (3) 第2次選考の結果は、9月中旬頃にお知らせする予定です。

7 仙台市公民館運営審議会

(1)概要

仙台市教育委員会の附属機関であり、社会教育法、仙台市市民センター条例及び仙台市市民センター条例施行規則に基づいて、仙台市生涯学習支援センター長の諮問等に応じた審議、市民センターにおける各種事業について調査研究及び評価等を行います。

(2)構成

委員は、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育向上のための活動をされている方並びに学識経験者等により構成されます。

定数：17名以内（令和7年4月1日現在 14名）

(3)開催状況

年6回（概ね2か月に1回開催）の定例会のほか、必要に応じて開催される臨時会等に出席します。

審議は1回2時間程度で、互選で選ばれた会長、副会長の進行によって行われます。

(4)報酬

審議会への出席1回につき、日額11,600円（令和7年4月1日現在）の報酬が支給されます。

(5)これまでの提言・答申の例

令和2年「今後の市民センター事業に関する意見について」（意見）

令和3年「仙台市市民センター事業（子ども参画型社会創造支援事業）調査研究報告書」（報告）

令和5年「住民参画型学習事業の成果の確認と今後の展開について」（答申）

《仙台市市民センターとは》

社会教育法に基づく「公民館」として、おおむね中学校区ごとに市内60館設置され、①生涯学習の支援の拠点、②市民が主役の交流拠点、③地域づくりの拠点の3つの機能が一体となって運営される社会教育施設です。



《仙台市市民センターが行っていること》

それぞれの地域や市民ニーズに応じた多様な事業を実施し、市民一人ひとりの学習活動や市民・グループ等の交流を支援しています。

市民センターの学習には、①参加者が周囲と関わり合いながら、②自ら考え主体的に学びを作り出し、③その成果を地域づくりに生かすという特色があります。

① 講座等を行っています。

⇒それぞれのライフステージに応じた講座や、多世代が交流する事業、地域ごとに市民自らが企画する講座等を行っています。

- 子育て支援講座
- 子ども体験学習
- 老壮大学

- 地域防災講座
- まち歩き・マップづくり
- 市民企画会議・講座 他

② 活動支援等を行っています。

- ジュニアリーダー育成支援
- 各種ボランティア養成・スキルアップ研修
- 学習サークルの立ち上げ支援・活動体験会
- 地域団体等とのネットワークづくり支援 他

③ 学習情報の提供・学習相談に応じています。

- 学習サークルや講師等の情報提供
- 生涯学習に関する相談対応 他

④ 活動の場を提供しています。

- 学習サークル等にホールや会議室、和室や調理実習室などを貸出（原則有料）

参考：

社会教育法（抜粋）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

仙台市市民センター条例（抜粋）

第1条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法第24条の規定に基づき、市民センターを設置する。

8 お問い合わせ先及び応募書類の提出先

仙台市教育委員会生涯学習支援センター

所在地 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡四丁目1-8（パルシティ仙台5階）

電 話 022-292-4875

仙台市市民センターのホームページからもダウンロードできます。

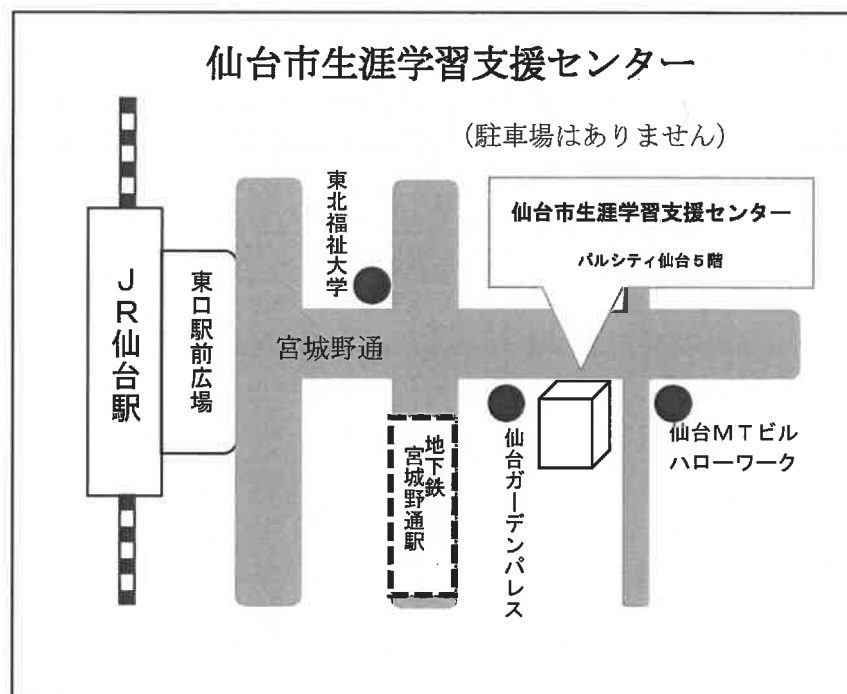
<https://www.sendai-shimincenter.jp/>



●応募書類をご持参いただく場合

受付は、7月1日（火）から8月22日（金）までの8：30～17：00です。

月曜日・祝日の翌日は休館日ですのでご注意ください。



皆さまのご応募を心よりお待ちしております

